下の調停立会の為め二日間當所に出張した。

（一）

調停は二日目の午前十時から開かれた。

（二）

調停に當つては、先づ組合側の主張を聞くことゝなつた。

（三）

組合側の主張は次の通りである。

（四）

解決條件

（紡糸工場男工）

1、昇給は次の昇給期に仕事の勤怠に依り誠意を以て考慮すること。

2、現場監督は職工に對し誠意を以て使用すること

3、職工は誠意を以て従業すること

4、食堂の設備を衛生的に完備すること

5、作業中は器物を破壊せざる様取扱ふこと破損したる場合は其の理由を證明して取替へること

6、必要なる場所に石鹸と水を備ふること（其の設備だけは現在出來てゐる）

7、脱衣箱の修繕をすること

に解決したる

條件は次の通である。

解決條件

（紡糸工場男工）

1、昇給は次の昇給期に仕事の勤怠に依り誠意を以て考慮す。

2、現場監督は職工に對し誠意を以て使用すること

3、職工は誠意を以て従業すること

4、食堂の設備を衛生的に完備すること

5、作業中は器物を破壊せざる様取扱ふこと破損したる場合は其の理由を證明して取替へること

6、必要なる場所に石鹸と水を備ふること（其の設備だけは現在出來てゐる）

7、脱衣箱の修繕をすること